

事 務 連 絡  
令 和 2 年 5 月 7 日

各都道府県  
廃棄物適正処理推進担当課 御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

### 令和2年度「ごみ減量・リサイクル推進週間」の実施について

平素より廃棄物適正処理の推進について、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、例年5月30日から6月5日までの1週間にわたり「ごみ減量・リサイクル推進週間」として位置付け、循環型社会形成推進基本法の考え方にに基づき、天然資源の消費が抑制され環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成に資するため、排出抑制、再使用によるごみの減量や、循環資源の再生利用によるリサイクルの推進をより一層図ることを目的として、実施要綱に基づく普及啓発及び各種事業の推進について、格段の御配意、御協力をいただいております。

現下の情勢は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく、緊急事態宣言が発出されており、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年通りの地域コミュニティにおける清掃活動（クリーン作戦）等の住民やNPO/NGO等の主体が多数参加する形式の事業実施は困難であること、また、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、家庭ごみの収集をはじめ、廃棄物処理が地域住民の生活や社会経済のために不可欠な事業であることへの理解や、その円滑な実施のための協力を得られるように留意することが重要であることを踏まえ、WebサイトやTwitter（ツイッター）等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用しての情報発信等の意識啓発の推進が考えられます。

このため、本週間の趣旨に沿った事業の実施等に係る貴管内市町村及び関係団体に対する周知や協力要請等は各都道府県における個々の状況を慎重に見極めた上で御案内いただきたくお願いします。なお、本週間に係る事業の終了後においては、その内容、実績等について、御報告をいただいておりますところですが、地方公共団体等の担当者様の負担軽減の為、今年度は省略と致します。

○令和3年度からの「ごみ減量・リサイクル推進週間」について

本年1月の全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議等を通じて御説明しているところですが、令和3年度からは、本週間が6月の環境月間に組み込まれます。これにより、現在の「1週間（5/30～6/5）」が「1箇月（6/1～6/30）」となりますが、具体的な推進方法については、今後、各地方公共団体等の御意見や御提案をお伺いしたいと考えております。

(担当)

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

庶務係 鳥毛、新井、前田

TEL : 03-5501-3154

FAX : 03-3593-8263